

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年3月22日（平成30年（行情）諮問第155号及び同第156号）及び同月23日（平成30年（行情）諮問第158号）

答申日：平成30年6月27日（平成30年度（行情）答申第138号ないし同第140号）

事件名：特定文書番号の決定書に係る決裁文書の一部開示決定に関する件  
特定文書番号の決定書等に係る決裁文書の一部開示決定に関する件  
特定文書番号の行政文書不開示決定通知書等に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年12月13日付け法務省矯総第3136号（これに対する諮問が平成30年（行情）諮問第155号。以下「諮問第155号」という。）、同第3137号（これに対する諮問が平成30年（行情）諮問第156号。以下「諮問第156号」という。）及び同第3138号（これに対する諮問が平成30年（行情）諮問第158号。以下「諮問第158号」という。）による各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、諮問第155号、同第156号及び同第158号に係る各審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

審査請求の申立てに係る原処分は、次のとおり違法不当である。

(1) 審査請求人が行った、行政文書開示請求は、正当な請求である。

(2) 職員の氏名又は印影を不開示とした件

平成29年12月13日付け法務省矯総第3136号ないし同第3138号各「行政文書開示決定通知書」の各記の2の(2)は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等を理由として、矯

正局（法務省矯正局を指す。以下同じ。）で勤務する職員の氏名又は印影の記録を、その全員を対象として、一律に不開示と決定している。

しかし、その各記の2の（2）で処分庁が主張する理由は、法5条6号各号及び同条4号のいずれにも具体的かつ実質的に該当していない。このため、その各不開示決定は、違法かつ不当である。

また、その各記の2の（2）で処分庁が主張する理由は、こじつけ・杞憂であって、そもそも矯正局の文書に記録されている氏名又は印影を公にすることにより、刑事施設に拘禁されている被収容者から不当な圧力等を加えられるはずもなく、すなわち、両者の間に因果関係がなく、仮にそれがあるとしても、刑事施設の現場で被収容者の処遇に当たっている刑務官等のそれと比較すると、量的に微々たるものでしかなく、取るに足りないものであるから、考慮する必要がない。このため、その不開示決定は、違法かつ不当である。蛇足であるが、刑事施設では、手紙・ノートの検査、面会の立会いなどを行っているところであって、仮に、不当な圧力とやらのおそれがあったときは、現場施設から報告を受けて、矯正局はその動きを事前に知ることができ、その対応策を講じ得るところのものである。

加えて、その氏名又は印影が記録されている行政文書は、特定の被収容者に関するものではなく、しかも、そもそも被収容者処遇とは無関係のものであるから、被収容者から不当な圧力等を加えられるおそれが全くないところのものである。このため、その各不開示決定は、違法かつ不当である。

ところで、次に掲げる方々は、①開示されても仕方のない立場にいることから、また、②その後、刑事施設で勤務しておらず、あるいは、③刑事施設の戒護区域内で、再度、勤務することが考えられないので被収容者から不当な圧力等を加えられることがあり得ないため、不開示とすることはできない。加えて、不開示は、必要最小限に止めるべきである。以上のことから、一律に、しかも、該当者全員を不開示とした各決定は、違法かつ不当である。

①新聞、雑誌、職員録等において、異動、勤務状況等が公表されている人。

なお、少なくとも、係長相当職以上は、無条件に開示すべきである。また、法務大臣が開示する以上は、法務省内の検察庁職員等の開示・不開示の基準を統一した上で、その各決定をすべきである。

②・③矯正局から刑事施設へ転勤する可能性のない、又は刑事施設へ転勤しても被収容者処遇に関与しないと考えられる次の方々。

ア 平成29年12月13日現在において、既に死亡し、又は退職されている人。

- イ 来春（平成30年3月又は4月）において退職が予定されている人。
- ウ 既に、少年院・少年鑑別所又は矯正施設以外の機関へ転出した人。
- エ 矯正施設以外の機関から出向して来ている人。

- (3) 処分庁は、何かを隠したいようであるが、不開示の理由がないから、秘匿することは許されない。該当の行政文書を、完全な形で、全て開示すべきである。
- (4) 以上のことから、上記(2)の各不開示決定を取り消した上、審査請求人に対して、早期に開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第155号、同第156号及び同第158号に係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件各審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した内容について、処分庁が、法9条1項の規定に基づき、平成29年12月13日付け法務省矯総第3136号ないし同第3138号各行政文書開示決定通知書により、文書1ないし文書5の各一部開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、文書1ないし文書5に係る「矯正局に勤務する職員の氏名又は印影」の一部を不開示としたことについて、不開示理由がなく、不当であると主張し、上記の各決定の取消しを求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- 2 「矯正局に勤務する職員の氏名又は印影」について
  - (1) 矯正施設に勤務する職員の氏名等が不開示情報に該当すること

矯正施設においては、刑事施設被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられ、また、少年施設では、少年院出院後に更生して社会生活を送る少年に関し、当該少年が入院前に所属していた集団の関係者で、当該少年と再び交流を持とうとする者や、当該少年と敵対関係にあり、報復を企てようとする者が、少年院に対し、当該少年の居所等を教えるよう脅迫めいた電話をかけてきたり、少年院の周辺に集合し大声を発するなどといった事案が少なからず見受けられるところである。

矯正施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇や被収容少年に対する教育、施設の適正な管理運営上の観点から不可欠であるところ、職員の氏名を開示した場合、上記のような不当な要求や攻撃、暴力等が特定の職員に対してなされることも十分に考えられる。そして、こうしたことを懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、

施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、矯正施設に勤務する職員の氏名は、法5条6号に該当し、また、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、同条4号にも該当する。

また、特に少年施設において、仮に、上記のような要求に屈し、職員が、少年の出院後の居所等を明らかにするような事態に至れば、当該少年の改善更生が著しく妨げられ、少年の健全育成という目的の一翼を担う少年院の使命が果たされなくなるため、こうした点でも、少年院の職員の氏名は、法5条6号の不開示情報に該当する。

(2) 「矯正局に勤務する職員の氏名又は印影」も不開示情報に該当すること

文書1ないし文書5において一部不開示とされているのは、矯正局に勤務する職員の氏名及び印影であるところ、矯正局に勤務する職員は、定期的に矯正施設に異動して勤務することが想定されること、また、矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等について、その当否を検討しているところ、当該検討結果が被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるのが現状であること、さらに、元被収容者を名乗る者を始めとする様々な者からの苦情処理を頻繁に行っていること等を踏まえると、矯正局に勤務する職員についても、上記(1)で述べたのと同様の事情が存することは明らかである。

そして、不開示とされた氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)に掲載されていない者に係るものであることから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは前述のとおりである。そして、この結果として、矯正施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、また、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。

- 3 以上のとおり、審査請求人が不開示情報に該当しないとして開示を求める各不開示部分については、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月22日 諮問の受理(諮問第155号及び同第156号)

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月 23 日 諮問の受理（諮問第 158 号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年 4 月 9 日 審議（諮問第 155 号，同第 156 号及び同第 158 号）
- ⑥ 同年 6 月 4 日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑦ 同月 25 日 諮問第 155 号，同第 156 号及び同第 158 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる文書 1 ないし文書 5 である。

処分庁は，本件対象文書について，その一部を法 5 条 1 号，4 号並びに 6 号及び同号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，上記の不開示部分のうち，「矯正局に勤務する職員の氏名及び印影」の部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は，決裁文書である文書 1 の「起案者」欄に記載されている矯正局職員の氏名並びに決裁文書である文書 1 ないし文書 5 の各「決裁・供覧・報告欄」欄に記載されている矯正局職員のうちの一部の職員の氏名及び印影（職員の姓）であると認められる。

#### (2) 検討

矯正局が行っている業務内容（不服申立て処理）や，矯正局職員において，矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等の当否を検討した結果が，被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるといった現状（この点に関する上記第 3 の 2（2）の諮問庁の説明を覆すに足る事情はない。）などを踏まえて検討すると，矯正局職員の氏名を公にした場合，当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなり，ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。また，当審査会事務局職員をして職員録（文書 1 ないし文書 5 の各文書が作成された時点においてそれぞれ発刊されていた最新の職員録）を確認させたところ，氏名又は印影を不開示とされた職員の氏名は，いずれも職員録に掲載されていないと認められる。

そうすると，本件不開示部分は，法 5 条 4 号に該当し，同条 6 号につ

いて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号並びに6号及び同号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書1 平成28年3月17日付け法務省矯総第786号「決定書」の決裁文書（諮問第155号関係）
- 文書2 平成28年6月22日付け法務省矯総第1928号「決定書」の決裁文書（諮問第156号関係）
- 文書3 平成28年9月14日付け法務省矯総第2916号「決定書」の決裁文書（同上）
- 文書4 平成29年9月1日付け法務省矯総第2238号「行政文書不開示決定通知書」の決裁文書（諮問第158号関係）
- 文書5 平成29年9月1日付け法務省矯総第2239号「行政文書不開示決定通知書」の決裁文書（同上）